

4.3 イラン制裁措置

イランの核開発問題に対する経済制裁により、イラン産原油輸送に対する欧米保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため、平成 24 (2012) 年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」(特措法)を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。同スキームを利用するにあたり、輸送に携わる船社は交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準である国際 P&I グループ (IG) の再保険スキーム上限額を勘案して政省令で規定されており、政府は例年の IG 再保険スキームの更改による変動を踏まえ、相当の額を反映した予算を編成している。平成 29 (2017) 年度における補償限度額については、同年 3 月 21 日に施行に必要となる事項を定めた特措法施行令を改正する政令が閣議決定され、3 月 24 日に公布、4 月 1 日に施行された。

(【資料 4-3-1】参照)

なお、平成 27 (2015) 年 7 月 14 日にイランと関係国の間で核問題に関する包括的共同作業計画 (JCPOA) が合意され、平成 28 (2016) 年 1 月 16 日に国際原子力機関 (IAEA) がイランによる主要措置の履行を承認したことを受け、欧州連合 (EU) による経済制裁および非米国人に対する米国二次制裁など多くの制裁が解除されたが、米国人に対する米国一次制裁は解除されておらず、米国企業がイラン関係のビジネスに従事することは依然として禁止されている。このため、IG による再保険スキームには米国再保険会社が含まれていることから制裁解除後も完全な保険カバーの提供が不可能であったが、平成 29 (2017) 年保険年度から、他の保険者で米国再保険会社分を補填することが発表され、再保険カバーの不足は解消されることとなった。しかしながら、わが国政府は、米国政権交代による制裁のスナップバックの可能性や、再保険スキームの Over Spill 分 (IG 加盟クラブの全船舶に対し責任限度額の上限 2.5%を分担) には米国関係船が存在していることから IG 再保険スキームが完全に復活したとは言えない点を踏まえ、平成 29 (2017) 年度も政府による補償スキームの維持を決定した。